

○経済産業省令第二十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第四（第十条関係）

ール	スケ	ベヤ	コン	「略」	分	の区	指定
			「略」		名		検
			日本産業規		称		定
一	B	六	格B		性		設
二	七	一	七	能		備	
に	六	及	六		条	検	
規	〇	び	〇		件	定	
定					人	を	
			「略」		数	実	
			「略」			施	
						す	
						る	
						者	

別表第四（第十条関係）

ール	スケ	ベヤ	コン	「略」	分	の区	指定
			「略」		名		検
			日本産業規		称		定
			格B		性		設
き	る	六	七	能		備	
る	る	に	六		条	検	
も	試	規	〇		件	定	
の	験	定			人	を	
	が	す	「略」		数	実	
	で		「略」			施	
						す	
						る	
						者	

備考 表中の「」は注記である。	[略]			する試験が できるもの		
	[略]					

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。